

しゃきょう
みさと社協

ふくしお助け帳

あなたのため わたしのため
みんなで作ろう 福祉の輪



社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会

島根県邑智郡美郷町粕淵195番地1

電話. 0855-75-1345 / 080-2890-8683

FAX. 0855-75-1439



はじめに P 1

そう だん かん けい
相談関係

- そう だん しよ 暮らしの相談所みさと P 2
- せい かつ こん きゆう しゃ じ り つ し えん じ ぎ ょ う 生活困窮者自立支援事業 P 3
- ふ く し そ う だ ん じ ぎ ょ う 福祉相談事業 P 4
- み さ と ち ょ う しゃ か い ふ く し ほ う じ ん と う れ ん ら く か い 美郷町社会福祉法人等連絡会 P 4
- ほ う り つ そ う だ ん 暮らしの法律相談 P 5
- じ ぎ ょ う フードバンク事業 P 6

けん り ょ う ご かん けい
権利擁護関係

- に ち じ ょ う せい かつ じ り つ し えん じ ぎ ょ う 日常生活自立支援事業 P 7
- ほ う じ ん こ う けん に ん と う じ ゅ に ん じ ぎ ょ う 法人後見人等受任事業 P 9

し きん かん けい
資金関係

- せい かつ ふ く し し きん か し つ け じ ぎ ょ う し ま ね けん しゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い 生活福祉資金貸付事業(島根県社会福祉協議会) ... P 10
- み ん せい ゆ う き ん きん き ょ う げ ん き ん と う か し つ け じ ぎ ょ う 民生融金・緊急現金等貸付事業 P 12

おわりに P 13

はじめに

美郷町社会福祉協議会は訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、事務局からなる社会福祉法人組織です。事務局では美郷町社会福祉協議会の本部として総務や地域福祉に関する事業を行っています。

“ふくし”と聞いて、みなさんは何を最初に思い浮かべますか？

『福』も『祉』も『しあわせ』を意味する言葉です。英語の『Welfare』は『Well』（より良く）と『fare』（生きる・生活する）があわさった言葉で、より良く生きる・生活するという意味があります。

社協で行う地域福祉に関する事業は、町民の皆さんが安心して住み慣れた地域で自身が望むように地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力し合い、地域の課題解決に取り組んでいく事を基本に据えています。

多彩な福祉ニーズに応える為、それぞれの社協が地域の特性を踏まえて創意工夫を凝らした独自の事業に取り組んでいます。また、社会福祉協議会は地域の様々な社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通して地域の最前線で活動してきました。昨今は、生活スタイル、個々の考え方、地域課題は多様化の一途をたどっており、既存の在り方では全ての町民の皆さんの福祉の実現にはたどり着かない面も出てきました。今は法に基づく福祉サービスや事業のみではなく、地域の皆さんや行政、様々な関係機関が協働して実践していく事も求められています。

幸せや生活の価値観は人それぞれ異なります。ある人にとってそれが幸せであっても、他の人にとっての幸せの形は少し違うかもしれません。人と違うからこそ、自分自身や家族、地域の幸せの形を求めたのではないのでしょうか。

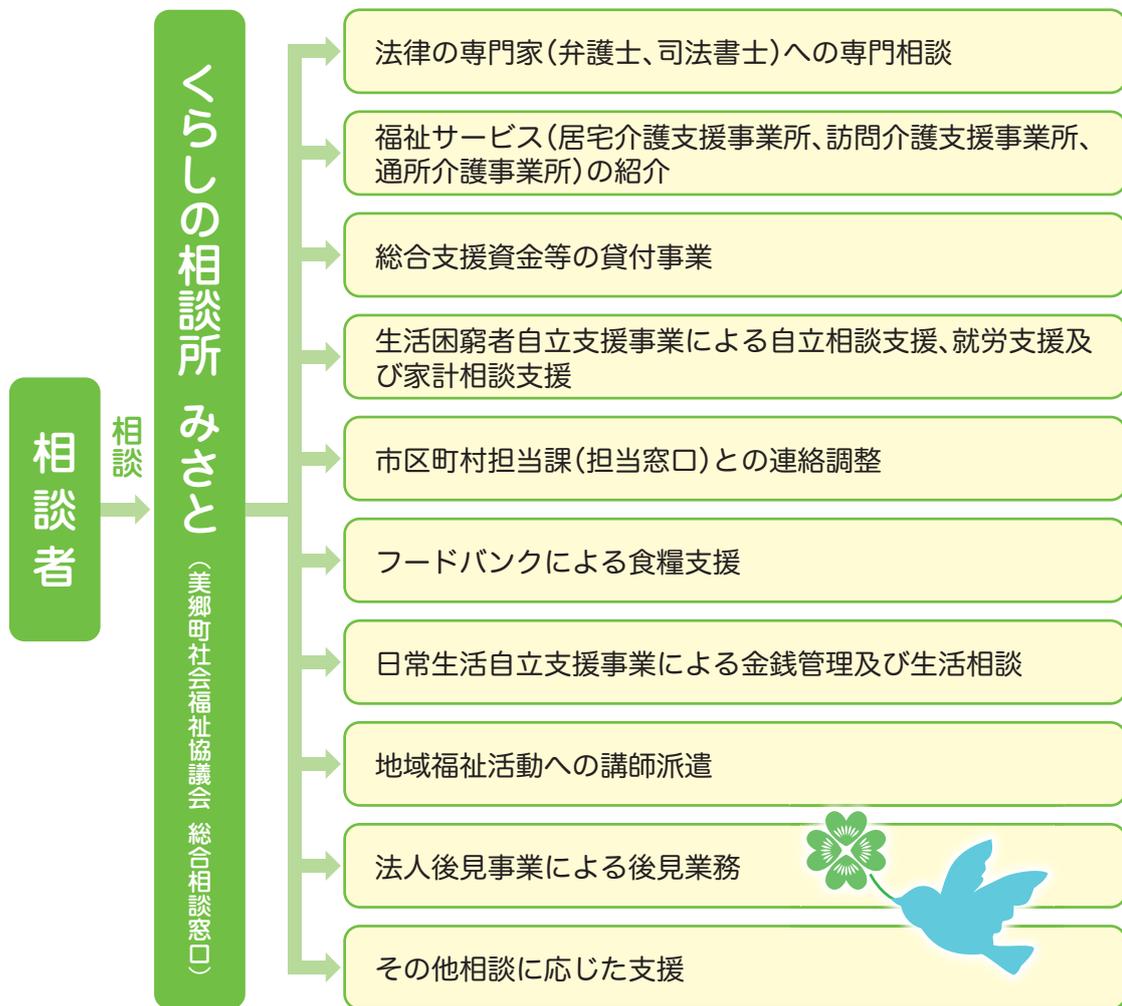
美郷町社会福祉協議会は特定の誰かだけでなく、町民のみなさん一人一人が自分の幸せを形にできるよう“応援”をしています。

相談関係

くらしの相談所みさと

くらしの相談所みさとでは様々な暮らしの中の相談をお受けしております。現在お困りの事、今後困るかもしれない事等何でもご相談ください。相談の内容を確認させていただき、具体的な支援計画を立案し、支援を行います。

相談の流れ



『くらしの相談所みさと』にて“ワンストップ”での相談を受けています。

ワンストップとは1か所で様々な用事が足りる、何でも揃うという意味があります。今までは内容によって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を1か所設ける事で相談者の方の負担が軽減されます。どこに相談していいのかわからない相談等も一度『くらしの相談所みさと』へご相談ください。適切な相談機関へ繋がります。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援事業とは働きたくても働けない、住む場所がない、お金がない、お金が入ってきても上手く使う事が出来ない等生活の困り事をご相談をお受けします。

ご相談後、専門の支援員があなただけの支援計画を作成し、計画に沿って困りごとの解決に向けて他の機関と連携を図りながら支援を行います。利用料はかかりません。ご自宅への訪問・美郷町社会福祉協議会への来所どちらでも対応は可能です。少しずつ、着実に小さな問題から解決し、最終的に自身が望む生活を手に入れられるよう支援を行っています。

美郷町社協では自立相談支援、家計改善支援を行っています。

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

1人1人の状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成

〈対地域〉

地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援

居住確保支援



◆住居確保給付金の支給

家計再建支援

（家計から生活再建を考える方）



◆家計相談支援事業

〈自立相談支援〉

その方が、自立した生活を送る事が難しい原因を一緒に探し、その解決に向けて支援を行います。例えばハローワークへ一緒に行って仕事を探したり、働き方を考えたりします。

〈家計改善支援〉

家計の立て直しをアドバイスします。滞納している税金や負債の分納交渉や支払い計画を立案したりします。また、家計を見直し、月々の計画を一緒に考えていきます。

福祉相談事業

美郷町社会福祉協議会の事務局では精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、社会福祉主事任用資格等の多岐にわたる資格を有した専門職が相談をお受けしています。事務局職員は全員社会福祉主事任用資格を取得しています。社会福祉主事任用資格は福祉事務所の現業員として任用される者に要求される資格であり、社会福祉施設職員などの資格に準用されています。

また、法律の事など専門的な知識を必要とする相談については弁護士や司法書士へのつなぎを行い、必要に応じて同行する等、解決につながるよう支援を行います。

相談は社協でもお受けしますが、ご自宅への訪問も可能です。ご希望があれば、社協とわからないように名前のついていない車、衣類で訪問を行います。

守秘義務を遵守しますので、安心してご相談ください。



美郷町社会福祉法人等連絡会

社会福祉法改正により「地域における公益的な取り組み」の実施の責務規定が創設され、各法人の連携の為に美郷町でも法人連絡会を立ち上げました。現在、6法人（町内の全法人）が加入しています。

美郷町社会福祉法人等連絡会では美郷町内の社会福祉法人等の施設と社会福祉協議会が連携・協力し、課題やニーズに対して社会福祉法人ならではの地域公益活動等に取り組む事でより広くより深く地域福祉貢献活動を進め、美郷町民の皆さんの福祉、生活の向上を図る事を目的としています。

その一環として、相談に対して窓口を絞る事なく、各法人で行う事が出来、その相談は担当する専門機関へ繋ぎ、相談の解決につながるよう支援します。

加入法人

(R3.3月現在)

吾郷会	邑智会	敬愛福祉会
美郷町社会福祉協議会	美郷町都賀保育園	わかば会

敬称略 五十音順

くらしの法律相談（司法書士による相談事業）

毎月第2火曜日の9時30分から11時30分まで司法書士による無料法律相談を開催しています。自分では解決の難しい、法律関係の専門相談を受けています。

相続や債務、遺言や土地境界など法律的な問題について、司法書士が助言いたします。

生活上の困り事や心配事、容易には解決できない問題、法律問題かどうかわからない問題、いくつもの問題が重なり悩みを抱えている方など秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

相談は無料です。お電話での相談も可能です。また、相談の結果で司法書士と直接契約を結ばれる事も可能です（直接契約をされる場合の費用は自己負担です）。

予約制ですので、事前のご連絡をお願いしております。当日の予定に空きがあれば当日のご相談依頼もお受けいたしますが、時間のご希望にそえない場合があります。



フードバンク事業

『フードバンク』とはまだ食べられるのに、様々な理由で捨てられてしまう食べ物を企業や個人から寄付していただき、食べ物に困っている施設や人に届ける活動です。

加工食品の場合は、賞味期限が1か月以上のものお受けしています。フードバンクでは必要な所へ必要な数をお渡しし、賞味期限内に確実に召し上がって頂く為、賞味期限の残りが1か月以上の物のみの取り扱いとさせていただきます。

フードバンクは善意の寄付です。希望の品が毎回あるとは限りません。

「もったいない」から「ありがとう」「いただきます」へ。家で眠っている食品をお持ちください。

美郷町社協が行うフードバンクはあくまで自立を促す位置づけで実施しています。支援を通じて、将来的にはフードバンクに頼ることなく、生活を送れることを目指しています。

フードバンクの流れ



寄付を受けられる食品

- ・缶詰などの加工食品全般
 - ・米、小麦などの穀物
 - ・防災備蓄品
 - ・冷凍食品
- 等

寄付を受けられない食品

- ・お弁当等の消費期限が短い物
 - ・食べ残しの食品（既に開封された食品）
 - ・賞味期限の切れた食品
 - ・賞味期限の記載のない食品
- 等

権利擁護関係

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業ってなんだろう??

この事業は、判断能力が不十分な方や日常生活に不安のある方の権利を守る事を目的として、地域で安心した生活を送れるように支援します。

対象は判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を一人で行う事は難しいけれど、この事業の内容について判断できる方です。

この事業では、次のようなことができます。

福祉サービスの利用

- ① 福祉サービスを利用する。または利用をやめる時に必要な手続き
- ② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③ 福祉サービスについて困った事や嫌な事があった時の相談

〈できないこと〉

- ・ 特別養護老人ホームへの入所契約
- ・ 治療、入院に関する契約
- ・ 掃除、洗濯、買い物、介護、看護



日常的金銭管理サービス

- ① 年金や福祉手当を受け取るのに必要な手続き
- ② 病院のお金を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに必要な預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き

〈できないこと〉

- ・ 不動産や預貯金の資産運用



書類等の預かりサービス

● 保管できる書類等

- ① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類
- ⑤ 保険証書 ⑥ 実印、銀行印 ⑦ その他、適当と認めた書類

〈預かれないもの〉

- ・ 宝石 ・ 書画 ・ 骨董品 ・ 貴金属 等



定期的訪問による状態把握

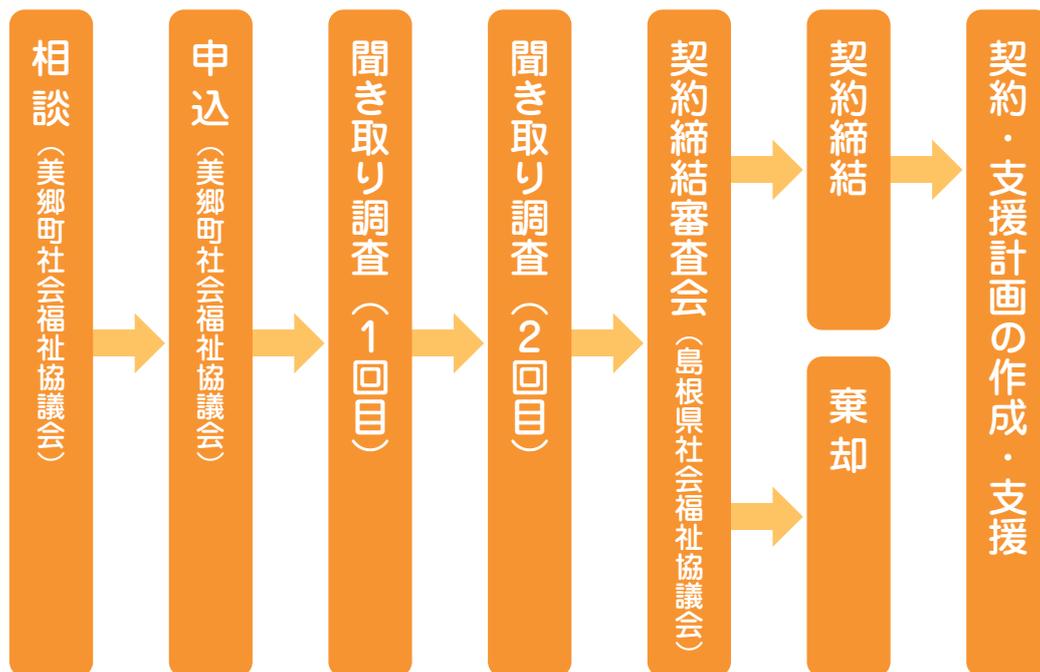
安否確認

見守り

※訪問時に郵便物を一緒に確認する事も可能です



利用の流れ



利用料

- ① 福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス1,200円/1時間（1時間を超える場合は30分毎に600円加算）及び交通費実費。
 - ② 書類預かりサービス200円/月（貸金庫利用の場合は実費を追加）
- ※生活保護を受給中の方は原則利用料が免除されますが、貸金庫の利用を希望される場合は実費をお支払いいただきます。

法人後見人等受任事業

成年後見制度とは判断能力の不十分な状態にある方に対して、後見人等（後見人、保佐人、補助人）を選び、選んだ人に様々な権限を与えて、本人を保護・サポートする制度です。

美郷町社協では、後見・保佐・補助の業務を受任しています。任意後見については受任しておりません。

お受けできるのは、町内に在住の方、日常生活自立支援事業を利用されていた方、会長が当法人による後見が特に必要と認めた方等で親族間に紛争性がない方です。

また、申立前の段階でご相談いただければ候補者として美郷町社協を指名する事も可能です（※注1）。

なお、美郷町社協を後見人等に希望されても、裁判所から選任されなければ後見等業務を行う事は出来ません。

報酬については裁判所がその方の所得や収入に応じて申立の都度決定されます。

年に1度、定期的に裁判所への報告を行い、適正な後見業務を行っています。

注1）美郷町社会福祉協議会が後見人等の候補者になる事は可能ですが、申立を行う事は出来ません。申立が行えるのは本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長などに限られています。申立の相談については可能です。

成年後見			任意後見
既に判断能力が不十分な場合			将来、判断能力が不十分になった時に備える
後見	保佐	補助	
			
判断能力を欠く	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	現在は判断能力が十分
代理権と取消権が与えられる	特定事項以外の同意権と取消権が与えられる	一部の同意権と取消権が与えられる	希望する内容に応じて、必要な内容の契約を行う ※任意後見監督人が必ず必要です
後見人	保佐人	補助人	任意後見人

後見制度の流れ

申立（本人・配偶者・四親等内の親族・市区町村長が申立を行う事が出来ます）

家庭裁判所が選任

本人（被後見人・被保佐人・被補助人）をサポート | 判断能力が低下した段階で本人（被任意後見人）をサポート

資金関係

生活福祉資金貸付事業 (島根県社会福祉協議会)

生活福祉資金とは島根県社会福祉協議会が生活に窮する方（各資金に対して、低所得者等の要件があります）を対象として行う貸付けです。美郷町社協はその窓口として機能しています。

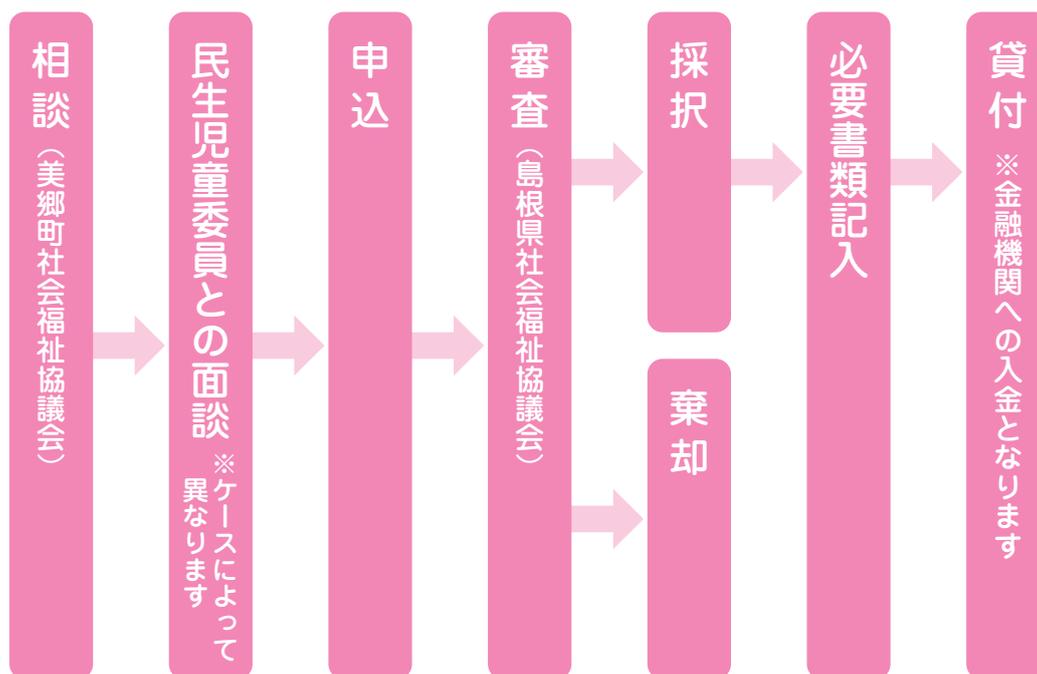
福祉資金

資金種類	貸付条件					
	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
福祉費 ※貸付上限額、期間は目安	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合年1.5%（据置期間経過後）	原則1人必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度…130万円 1年程度…220万円 2年程度…400万円 3年以内…580万円		8年		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年		
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは…170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは…230万円		5年		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは…170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは…230万円		5年		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年				
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費等が必要とき	10万円以内	貸付の日から2ヶ月以内	12月以内	無利子	不要

教育支援資金

資金種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合に限り、貸付け上限額の1.5倍の額まで貸付可能	卒業後6月以内	20年以内	無利子	※世帯内で連帯借受人が必要 (不要)
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				

利用の流れ



島根県社会福祉協議会にて審査が行われ、貸付の可否が決定します（審査の結果、貸付に至った場合でも、貸付の金額等が変更となる場合があります）。

あくまで貸付金であり給付金ではありません。償還（返済）の必要があります。

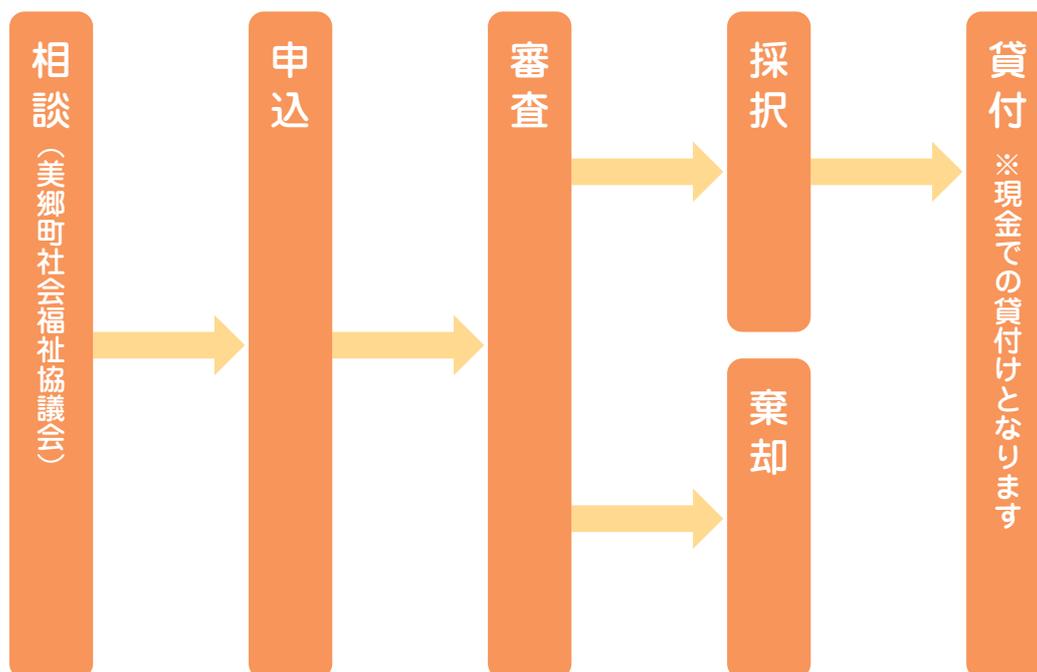


民生融金・緊急現金等貸付事業

民生融金・緊急現金貸付事業は美郷町社会福祉協議会が現に生活に窮されている方へ緊急的に資金の貸付けを行う事業です

資金名	貸付要件	償還期間	貸付金額	利子	保証人	備考
民生融金	収入の減少等によって臨時的かつ一時的に生活が困窮した場合	要相談	50,000円以内	無利子	2名 ※美郷町民	
緊急現金	収入の減少等によって臨時的かつ一時的にライフラインの支払いが困難になった場合	要相談	10,000円以内	無利子	なし	
葬儀資金	葬儀費用の一時的な立替	10日以内	500,000円以内	無利子	1名 葬儀執行責任者	用途は葬儀費のみです。償還は一括です。

利用の流れ



あくまで貸付金であり給付金ではありません。償還（返済）の必要があります。償還の目途がない場合は貸付けが出来ません。

原則としてライフラインや生活を維持する事を目的とした貸付ですので、債務（借金）の返済や遊興費には充てられません。

おわりに

多様な相談事業を行っておりますが、守秘義務を遵守していますので、情報が外部に漏れる事はありません（外部への相談連絡については相談者の同意を得て行います）。

皆様がお住いのもっとも身近な地域で活動しているのが美郷町社会福祉協議会です。「社協は何をしとるとこかわからん」「高齢者や障がい者の事ばかりじゃないか」「頼っても解決にならん」そんな声があるかもしれません。どのような活動を行っているところかをご理解いただき、高齢者や障がい者の方だけではなく広く町民の皆さんに対して充実した事業を実施し、生活の拠点となる美郷町が住み良い町となるよう、日々活動を行っています。

お一人お一人の悩みに寄り添って支援を行って参ります。
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



あなたのため、おたしのため、
misato
-shimane-
株式会社 三島シマネ

